

第5章 調査

第1節 移築建物および現存建物の調査

建物の調査は工事前と着工後に実施している。工事前の調査は『荻外荘移築部分建物調査及び耐震診断調査報告書』（平成25年10月・杉並区発行）

『荻外荘基礎調査報告書』（平成27年6月・杉並区教育委員会発行）にまとめられ、建物の解体を行わない状態での各部の現状調査、当初形式の推定と図面作成等が行われている。

復元工事着工後、既存建物である荻窪棟を解体した段階で調査を行った結果、荻窪棟は昭和35（1960）年の巣鴨棟移築後の改修に伴う創建時部材の転用材が確認された。これらの転用材や、解体時の部材調査から、荻窪棟では移築保管部材と同様に各部の改変の痕跡を整理し、一部は設計からの変更を行って復元年代の姿とする作業を行った。

巣鴨棟の木材については、移築保管されていた部材の詳細調査を行い、ここでも転用材が確認されたほか、復元年代の架構や各部の納まりを推定した結果、一部は設計からの変更を行った。

本章では、移築建物部材および既存建物の部材について、部材に記載されていた番付から、当初番付図を作成したうえで、部屋ごとに調査結果をまとめた。

特に当初材の痕跡が確認された柱については、痕跡図を掲載した。木工事ほか、施工段階での各種材料調査により設計変更を行った項目については、「第5章 第1節（2）設計変更一覧」の中で一覧を作成し、特に重要な変更については詳細な内容を記載した。

なお木工事以外の工種での変更については、「第7章 復元工事」のそれぞれの工種内に記載している。

（1）建物部材調査

① 当初番付

荻窪棟、巣鴨棟の解体部材調査から、創建時の当初番付図を作成した。再構築にあたり、創建時の番付や部屋名などの墨書、移築時につけられていた番付などは残したが、解体時の木札などはすべて撤去し、新規材の番付は当初番付にならい、記載した。以後の部材リストには創建時番付を掲載している。

② 転用材

部材調査の結果、台湾ヒノキ材など、樹種から当初材であることが判明し、当初番付が確認された部材のほか、化粧材で切断されていることなどの理由から、床下や小屋裏などに転用されていることが確認された部材は、細かい部材を含め約180本、うち柱は40本であった。

このうち柱などを中心に、材料に番付があり、形状や長さなどから当初の場所が想定できるもののうち、補修し再利用が可能な材料17本はもとの位置で復旧した。

このほか、工事にあたった調査から、巣鴨棟の解体材でも転用材が確認された。次ページの「表5-1」「表5-3」に、荻窪棟および巣鴨棟の転用材のうち、材料の繕いや位置変更を行い再用した材を掲載した。また復旧した柱のうち主な材料の根接ぎ修理の方針を記載した。

今回の工事で確認された、荻窪棟および巣鴨棟での転用材や、創建時に復元するため使用できなかった近衛文麿居住期の材料などは、小屋裏（事務室上、客間北側廊下の上）に固定し保管した。これらの保管材については、資料編に一覧として掲載した。

	当初	解体	X	Y	復旧位置	W	H	L
a	柱	土台	を	十四	食堂・茶ノ間境	128	128	5,292
b	柱	大引	ち	十	居間	127	127	4,429
c	柱	大引	ら	十四 or 又十六	広縁	125	125	2,705
h	柱	柱	ぬ	七	居間 付書院南	130	130	3,922
j	柱	土台	り	十	居間 床柱	130	130	3,600
k	柱	梁補強	り	十二	居間・茶ノ間境	126	126	4,472
l	柱	梁補強	を	十六	食堂・茶ノ間	127	127	4,470
m	柱	土台	ぬ	十七	茶ノ間・客間北側廊下境	129	126	2,155
112	欄間鴨居	根太受	—	—	寝室北側廊下西側	105	36	1,703
113	欄間敷居	根太受	—	—		105	36	1,703
142	大引	大引	—	—	茶ノ間大引	120	120	3,685
143	大引	大引	—	—		120	120	3,595
144	大引	大引	—	—		115	115	3,240
153	足固	大引	—	—	ち～を十七	140	130	3,560
168	鴨居	間柱	—	—	茶ノ間地袋敷居	107	36	3,110
169	敷居	間柱	—	—	茶ノ間敷居	127	57	2,870
189	鴨居	垂壁下地	—	—	食堂・広縁境 南面	113	47	4,434
199	廻り縁(下)	垂壁下地	—	—	食堂	56	75	4,350
200	竿縁	柱張物下地	—	—		120	66	3,128
211	竿縁	天井吊木	—	—	居間	36	38	4,300
212	廻り縁(上)	天井吊木	—	—	食堂	47	58	4,110
222	無目	頭繋	—	—	広縁欄間南側	105	36	1,413
229	大引	大引	—	—	食堂南側広縁大引	110	110	3,560
230	大引	大引	—	—	食堂東側広縁大引	105	110	3,220

No.	修理方針	柱頭樹脂	柱脚樹脂	帯金物	備考
a	上下枳厘	○	○	—	
b	柱頭継手	○	—	—	
c	上枳厘、根継	×	×	必須	柱頭箱台持継同等
h	柱頭継手、根継	×	×	必須	
j	柱頭継手、根継	○	○	不要	
k	柱頭継手、根継	○	○	不要	
l	柱頭継手、根継	○	×	必須	
m	柱頭継手、根継	○	×	必須	
u	柱頭継手、根継	×	×	必須	柱頭箱台持継同等

当初	X	Y	復旧位置	W	H	L
土台	—	—	居間・茶ノ間北側廊下	142	154	1,600
土台	を	二十七～二十九		143	144	1,400
土台	わ～か	二十九		145	138	1,220
土台	か～れ	二十七		143	137	1,960
土台	—	—		151	139	1,960
土台	—	—		147	137	1,810
土台	—	—		140	139	1,200
土台	—	—		149	137	2,510
柱	ら	又十九	広縁	128	128	3,610
柱	を	二十九	次ノ間	127	127	3,300
柱	か	二十九		129	129	3,200
柱	ね	又十九	居間・茶ノ間北側廊下	130	130	3,770
桁	れ	二十	客間・次ノ間	140	184	4,445
軒桁	—	—	台所・女中室・旧便所	105	294	2,410
軒桁	—	—		105	294	2,305
野棟木	へ	サ、一～サ、四	客間・次ノ間	104	104	3,220
野隅木	—	—	玄関・応接室	105	104	3,220
野隅木	又ほ～ち	—		105	104	3,540
野隅木	は～に	九	女中室・台所	104	104	2,700
野垂木	—	—		56	57	2,313
野垂木	—	—		56	57	980
野垂木	—	—		58	58	2,763
大引	—	—	応接室	100	100	1,970
大引	—	—	客間北側廊下	110	110	1,610
大引	—	—		98	98	1,200
大引	—	—		120	120	1,850
鼻隠し	—	—	玄関・応接室	128	28	2,074
鼻隠し	—	—		130	29	4,484
鼻隠し	—	—	広縁下屋	123	28	3,980
鼻隠し	—	—		123	26	2,440
軒天板	—	—	玄関・応接室	156	12	1,009
軒天板	—	—		146	12	953
軒天板	—	—		146	12	838
軒天板	—	—		136	12	855
軒天板	—	—		136	12	836
軒天板	—	—		126	12	808
軒天板	—	—		136	12	797
廻縁	—	—	玄関	126	12	784
廻縁	—	—		45	74	2,160
廻縁	—	—		46	75	2,249

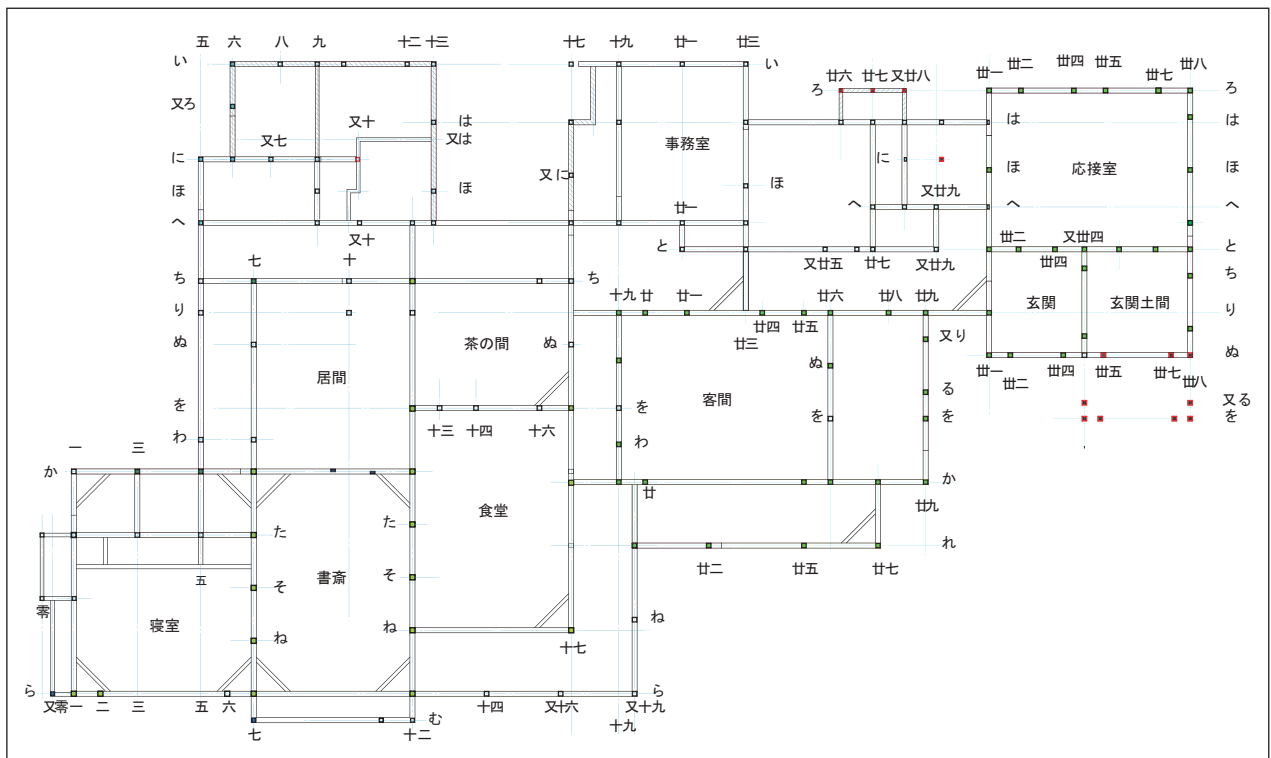


図 5-1 当初番付図

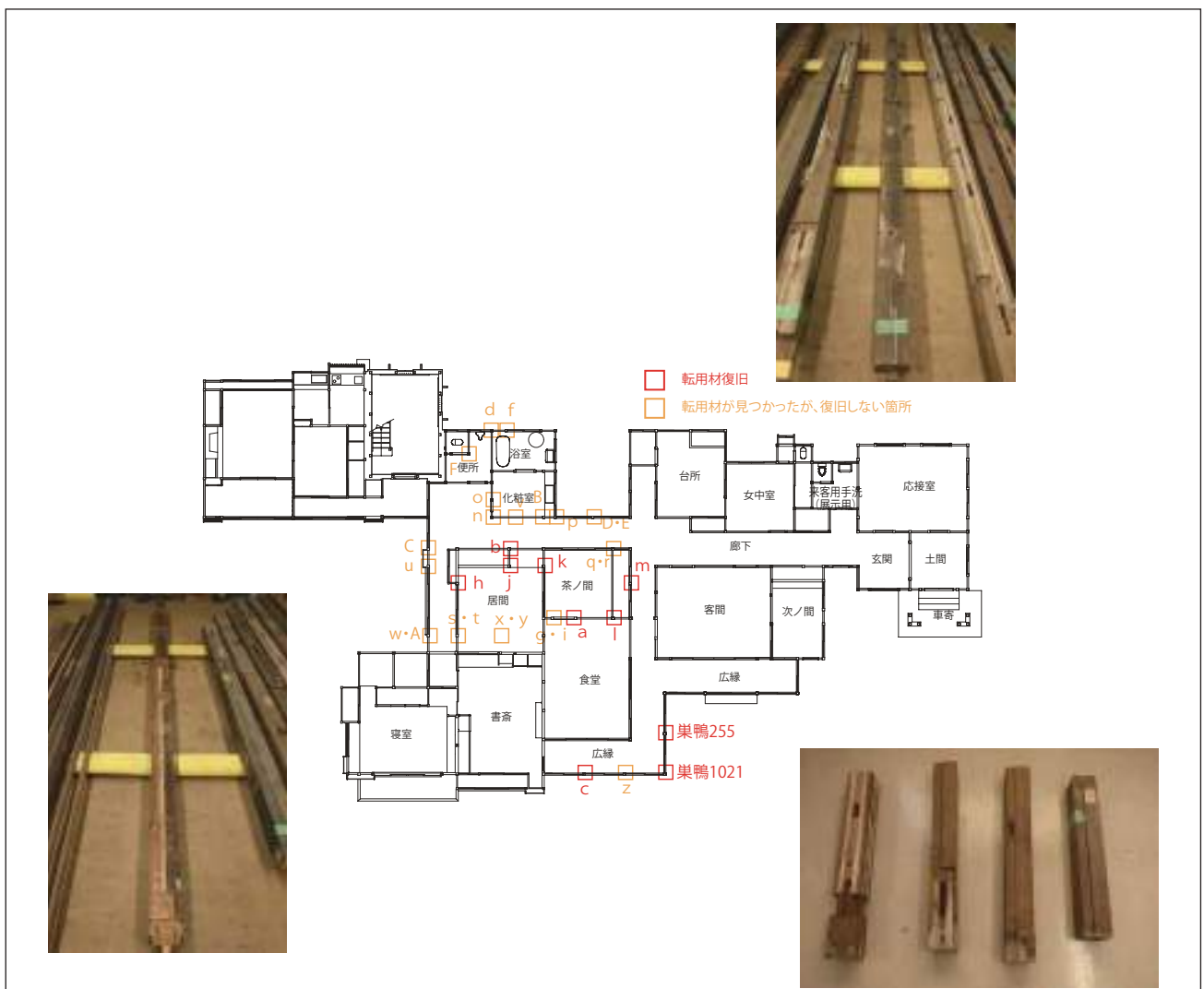


図 5-2 転用材配置図

③ 古材の取り扱い

1) 古材取り扱い区分

巢鴨棟は、「ア 創建時材」「イ 近衛文麿居住期の部材」「ウ 戦後の改修で転用された創建時材」「エ 戦後の改修に伴う新規材、交換材」「オ 巢鴨移築後の新規材、交換材」が混在していた。なかでも小屋組材は改変が大きく、番付が不明な材料が多かったことから、古材は一般木材と小屋組材で区分した。

これらのうち、アとイ、ウについては再利用あるいは保管としたが、エとオについては、記録の上処分とし、アからウのうち、再利用できなかった材料については、記録の上で小屋裏に保管とした。

小屋組材については、移築にあたり母屋材や垂木材などが切断され、転用されていたが、これらのうち、もとの場所が番付で確定でき、補修が可能な当初材料のみ再利用し、それ以外は小屋組内での再転用は行わずに保管とした。

古材の取り扱い方針については、「表5-4」により区分した。

※本項の「古材」は、平成26（2014）年当時に荻窪棟、巢鴨棟で使用されていた部材全てを指す。

2) 柱部材の再利用

古材のうち、巢鴨棟はすべてを解体し再利用と処分、保管材に区分したが、荻窪棟は解体が一部であり、解体しない部分の調査はしなかった。

このため、柱材に限定し古材使用率を確認したところ、荻窪棟は繕い材、転用材などを含め再利用した柱は約63%、巢鴨棟は同様に約73%となった。

④ 痕跡調査

1) 調査の概要

着工後、創建時から近衛文麿居住期の各部の変遷や高さなどの情報を得るため、巢鴨棟解体保管材や転用材、荻窪棟の現存材などから、主な部屋の柱について痕跡調査を行った。

特に、新たに復元する居間や茶の間のほか、解体前には壁などで覆われていた寝室まわりについては、柱の痕跡調査からの情報をもとに納まりなどを変更した。

すべての柱の痕跡調査結果は巻末に掲載するが、本文中には、古写真だけでは確定できない各部屋の

内法、長押、天井高さなどについて、痕跡調査により確定することができた代表的な柱6本を掲載する。これらの柱調査の結果、以下の部分については設計からの変更が生じ、施工段階で図面の修正を行った。

- ・居間付書院の高さ、納まり変更（ち七、ぬ七）
- ・居間床の間天井高さ、床脇蹴込み板納まり変更（り十、ち十、り十二）
- ・来客用手洗のブース高さ変更（に又二十八）
- ・客間北側廊下の八角窓と内側の窓高さ変更（り三十一）
- ・寝室前室間仕切り建具の変更（た七）
- ・寝室倉庫北側庇の復元（か三）

また、玄関土間床の納まり、応接室床組みの納まり、客間床組みの納まりについては、柱痕跡調査からは確定できなかったため、柱以外の部材調査など、その他の材料を施工段階で検討し、決定した。これらについては「第7章 復元工事」に記載している。

表5-4 古材の取り扱い区分

区分	一般木材	小屋組材
そのまま使用	繕いを必要とせず、そのままの状態と位置で使用する材	
繕いを行って使用	繕いを行い、そのままの位置で使用する材	
当初の位置に戻して使用	転用されていた当初材だが、当初の元の位置で再利用する材	
転用して使用	切断・加工し転用されて使われており、元の位置に戻すことができないが、転用材として使用可能とした材 例：土台、近衛文麿居住期の玄関仕上げ材など	母屋や束材について、当初は転用を行う予定であったが、当初番付がある材や不明古材については転用を行うと創建時材と見間違える可能性があるため、再度調査を行い、保管とする。
保管	当初材だが元の位置が不明で再利用できない材 転用されて切り縮められるなどして再利用が困難な材	当初番付がある部材で、切断など加工がされているもので構造上再利用が難しい材 当初材かどうか判断できない古材 ※当初番付がある材、不明古材については転用を行うと創建時の材と間違える可能性があるため保管
	束など	例：母屋・棟木・小屋束など
処分	主に巢鴨移築後に新たに入れた材料で、復元上再利用する場所が無い材や、劣化が進んでいる材	移築後に新たに入れた材料で、復元上再利用する場所が無い材や、腐朽で劣化が進んでいる材など

表5-5 柱痕跡調査一覧				色付きは痕跡図を報告書に掲載	
			当初位置	特徴	痕跡からの検討・変更内容（寸法はmm）
1	ち	三十八	玄関土間東	巢鴨棟保管材	創建時玄関土間の床高さ検討
2	ろ	三十四	応接室北	巢鴨棟保管材	応接室床高さと、納まり検討
3	は	三十一	来客用手洗北東隅	巢鴨棟保管材	来客用手洗窓高さ検討
4	に	又二十八	来客用手洗西	巢鴨棟保管材	来客用手洗ブース高さ検討
5	り	三十一	玄関西	巢鴨棟保管材	玄関-客間北側廊下 八角窓痕跡確認、客間棟小屋組改変
6	か	二十九	次ノ間南	巢鴨棟保管材	次ノ間の変遷検討
7	か	二十七	次ノ間南	巢鴨棟保管材	次ノ間の変遷検討
8	か	十九	客間南西隅	巢鴨棟保管材	客間内部の高さ
9	ぬ	十七	茶ノ間東	転用柱m	茶ノ間地袋天端高（585）東側腰障子内法（1,276）
10	を	十六	茶ノ間南東	転用柱 a	茶ノ間東側地袋高（585）落掛高（1955）
11	を	十四	茶ノ間食堂境	転用柱 a	食堂建具内法（1886）食堂天井高（3359）茶ノ間天井高（3247）
12	ね	十二	食堂南西隅	荻窪棟現存材	創建時食堂各部高さ
13	ち	十二	居間北東隅	荻窪棟現存材	居間床脇納まり
14	り	十二	居間床脇	転用柱 k	居間-茶ノ間内法・天井高さ
15	か	十二	居間南東隅	荻窪棟現存材	居間内法、天井高さ
16	ち	十	居間南側	転用柱 k	居間床脇高さ
17	り	十	居間床柱	転用柱 j	居間床の間、床脇高さ
18	ち	七	居間北西隅	荻窪棟現存材	居間付書院納まり
19	ぬ	七	居間西 付書院	転用柱 h	居間床脇高さと、仕上げ
20	た	七	寝室北東隅	荻窪棟現存材	寝室-寝室前室の建具
21	か	三	寝室倉庫北側	荻窪棟現存材	寝室倉庫（旧浴室）庇復元
22	か	一	寝室倉庫北西隅	荻窪棟現存材	寝室倉庫（旧浴室）庇復元

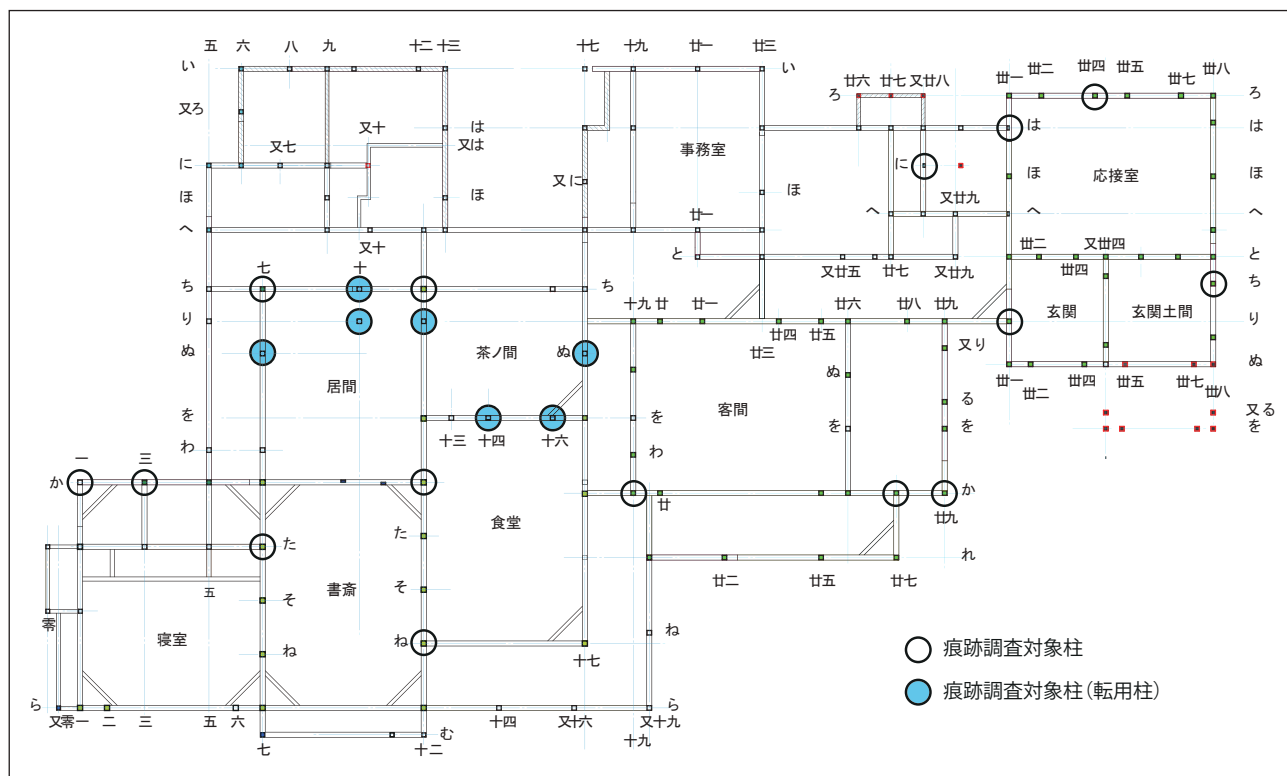


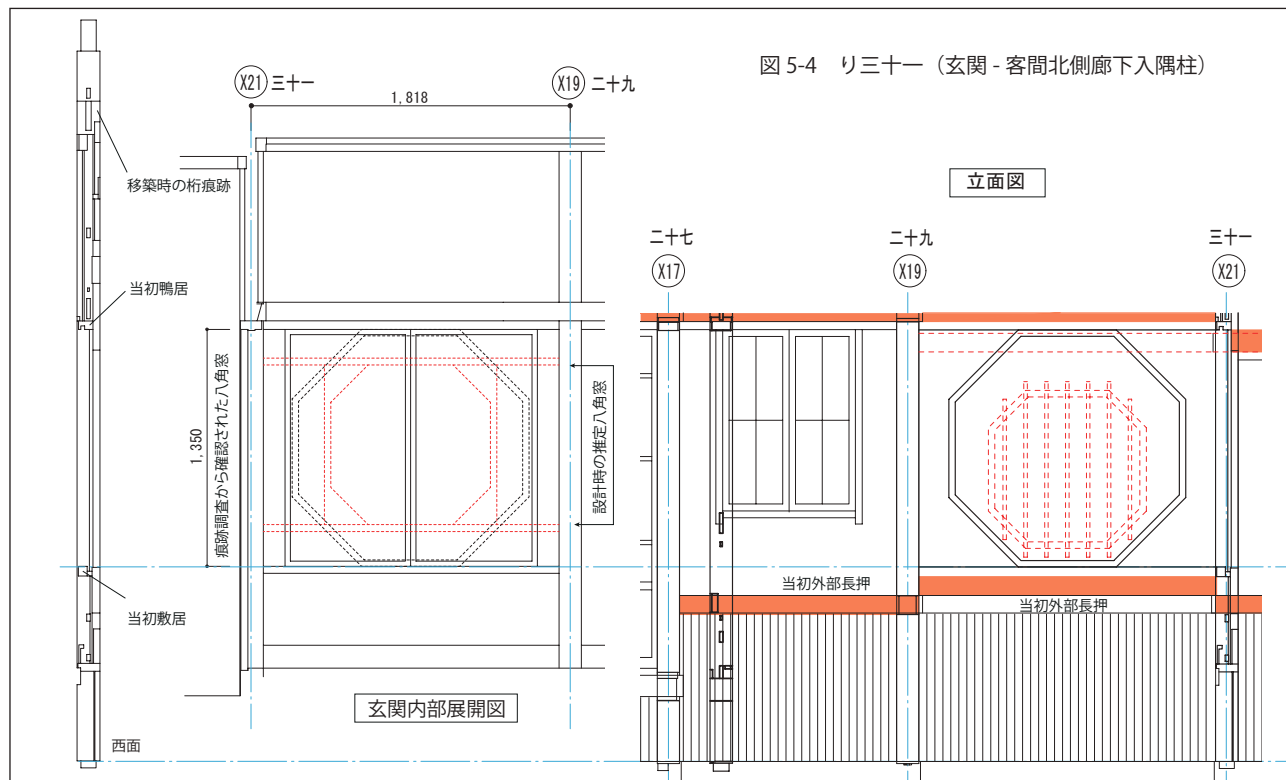
図 5-3 痕跡調査位置図

り三十一（玄関-客間北側廊下入隅柱）

当初材であるこの柱の調査により、窓下端の鴨居痕跡が確認された。上部は現存する鴨居が使われ、中間には別の痕跡がなかったことから、窓高さを確定した。

また、この柱の西面には、巣鴨移築後に新たに挿入された桁の痕跡が残されていた。この痕跡から、り通りの桁高さは移築後に変更したことが確認された。

変更内容は「第5章 第1節（2）設計変更一覧 ①主な設計変更 ③八角窓」にて記載している。



に又二十八（来客用手洗半柱）

当初材の半柱痕跡からブースの壁は天井まで伸びており、完全に個室となっていたことが判明した。

また、洗面部分とブースでは高さが少し異なること、腰壁がブース内にのみあったことも確認された。

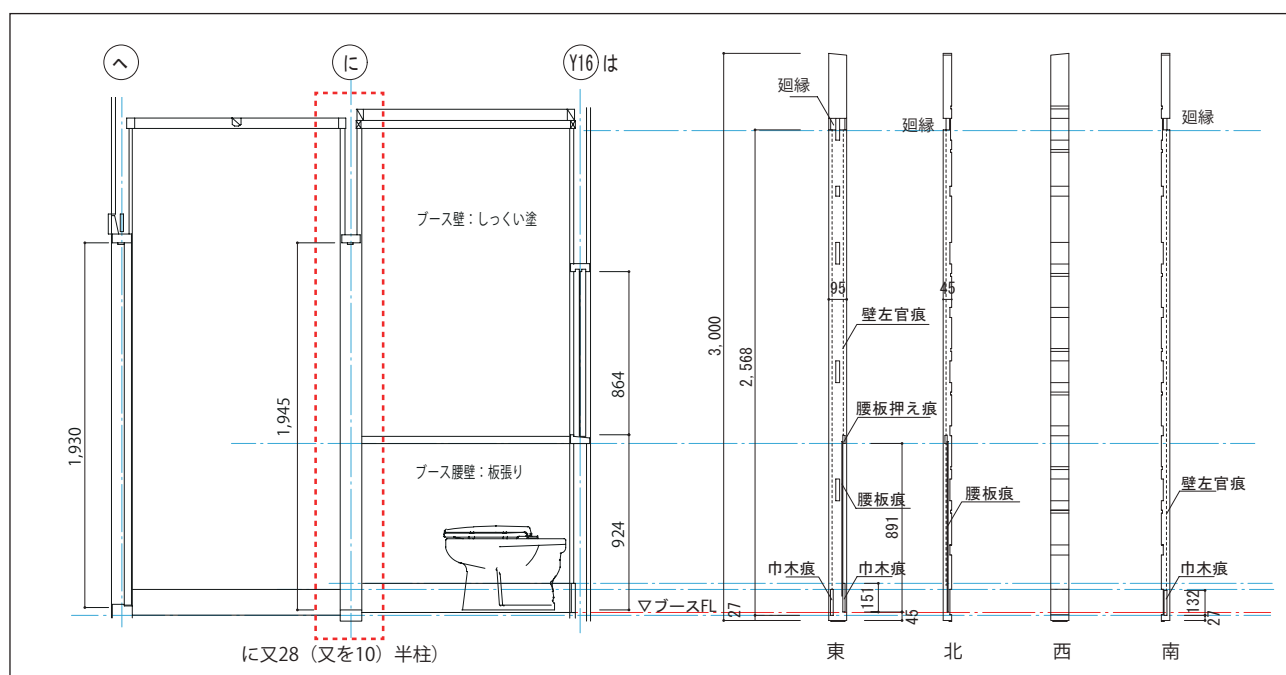


図 5-5 に又二十八（来客用手洗半柱）

り十、ち十、り十二（居間床の間-床脇）

「居間」の床の間まわりの柱3本は、いずれも転用材として解体中に確認された柱である。この痕跡から、床の間の框、狝潜り、落とし掛け高さのほか、床の間の天井高さが12尺以上あることが確認された。

床脇についても、り十、り十二の柱痕跡から天袋高さのほか、り十二の西面痕跡から、古写真では確定できなかった框の蹴込みなど細かい部分の納まりを確認することができた。

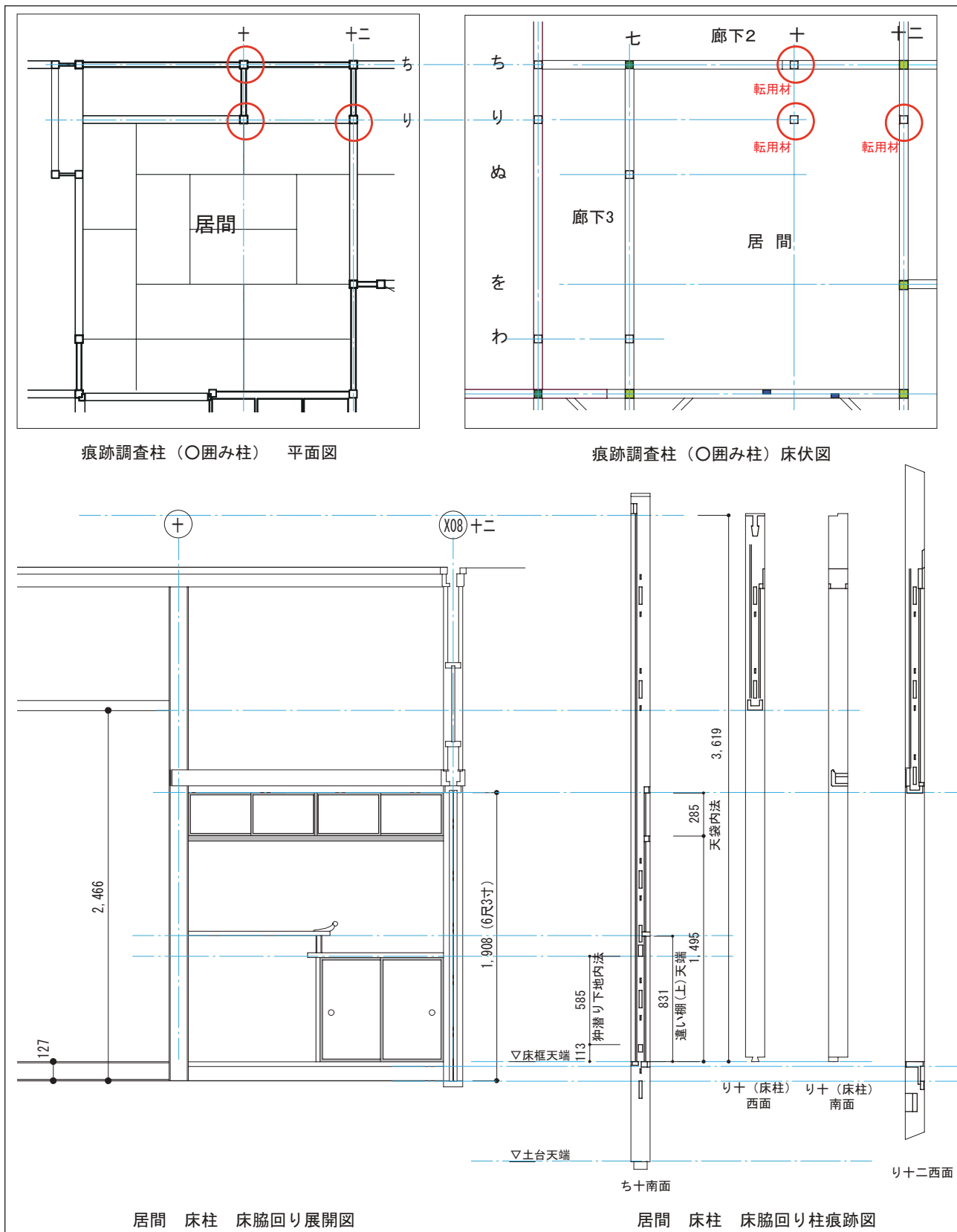


図 5-6 り十、ち十、り十二（居間床の間-床脇）

ち七、ぬ七（居間付書院）

ち七柱は別棟など改変された部分との境にあり、入り隅柱として現存していた。劣化していたものの、付書院の痕跡が残されていた。

痕跡から、転用されていたぬ七柱とあわせて検討した結果、付書院の仕上げや地板、内法などの各部寸法を知ることができた。

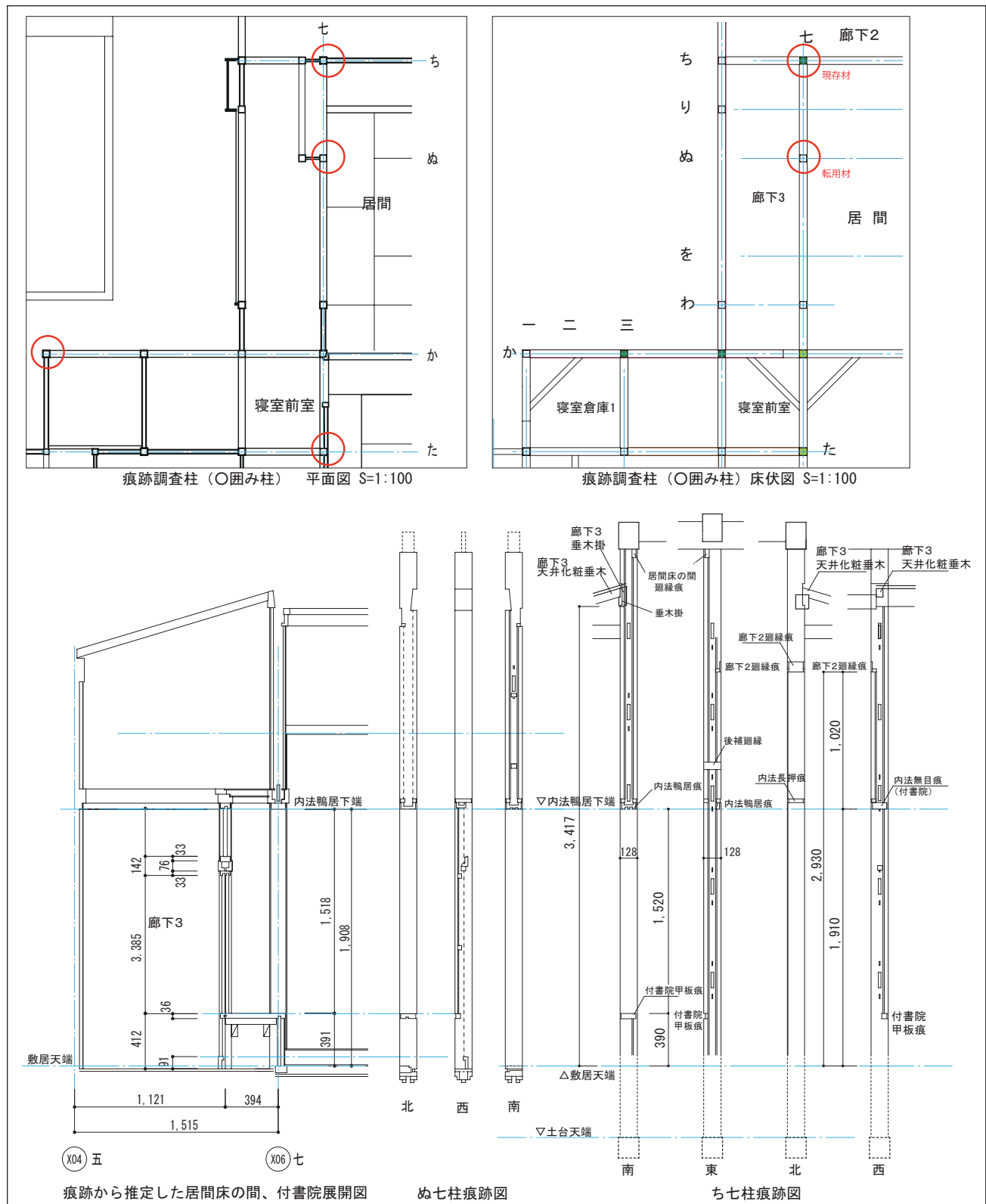


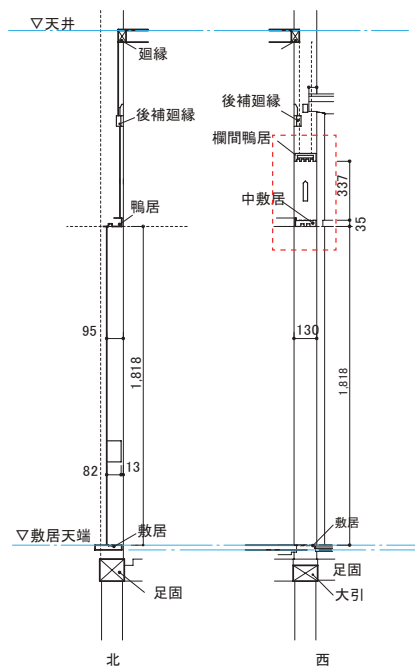
図 5-7 ち七、ぬ七（居間付書院）

た七（書斎-寝室前室柱）

「書斎」と寝室前室境のこの柱は、創建時は壁があったため、近衛文麿居住期に別の位置にあった柱を転用して設置されたと推定される。この柱には欄間の痕跡があり、溝が四本確認されたが、室内の間仕切り壁であり、どのように使われていたかは不明である。



た七柱欄間痕跡



た七柱痕跡図



か一柱 庇腕木痕跡

図 5-8 た七（書斎 - 寝室前室柱）痕跡図

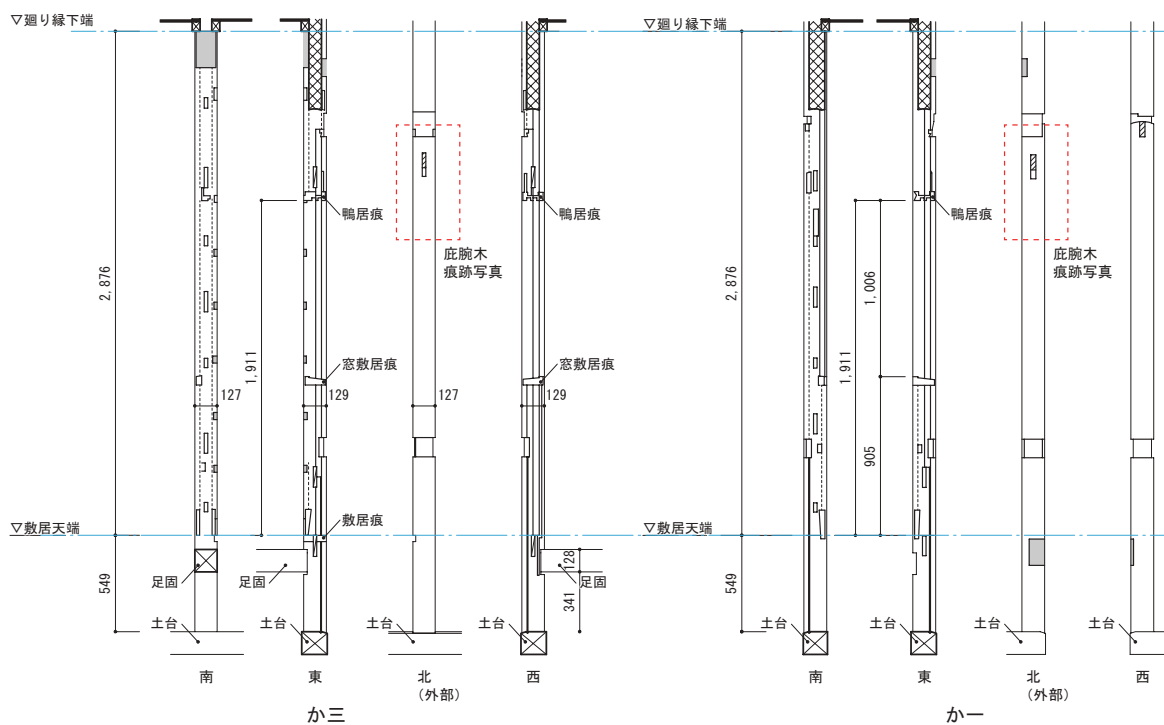


図 5-9 か一（寝室倉庫出隅柱）、か三（寝室倉庫中央柱）

(2) 設計変更一覧

荻窪棟および巣鴨棟での解体調査及および部材調査の結果行った設計変更について、以下に整理した。

このうち、特に大きな項目については、「第5章 第1節 (2) 設計変更一覧 ①主な設計変更」および各工事の項目で詳細な経緯や資料を記載した。

表5-6 工事開始後の主な変更内容			
No.	項目	内容	補足事項
1	荻窪棟解体、巣鴨棟保管材調査に伴い確認された転用材再利用	転用されていた材料のうち、特に柱や造作材など当初の材料であることが明らかなものは元の位置に戻して使用することとした。	「第5章 調査」にて転用材リストや改変内容を記載。
2	屋根下地および屋根工事の範囲、仕様	部分解体により健全である屋根及および屋根下地を再利用する方針となった。	「第7章 第2節 (9) 屋根および樋工事」に記載。
3	軒樋支え金物、呼び樋の形状	足場より現状調査を行った結果、新旧材樋支え金物が混在し、古材を残すこととした。また樋への雨水が集中するため、呼び樋の形状を変更した。	
4	巣鴨棟小屋組形状、屋根勾配	部材調査の結果、巣鴨棟での小屋組および屋根勾配が移築前から改変していることが判明し変更。	「第5章 第1節 (2) 設計変更一覧」に概要記載。
5	延石保管材の扱い	保管材の延石は調査の上、上下で形状に特徴がわかったことから当初の位置で再利用する方針とした。	「第7章 第2節 (6) 石工事」に記載。
6	広縁沓脱石の既存利用	荻窪棟サンルーム下で確認された広縁沓脱石の再利用	
7	車寄地覆石再利用と柱間の修正	車寄地覆石確認による再利用と、柄位置確認による柱間の一部修正	
8	寝室、書斎、次ノ間基礎沈下対策	寝室のみ、鋼管杭を挿入し基礎のジャッキアップを実施。	「第7章 第2節 (5) 地盤改良工事」に記載。
9	寝室倉庫の間仕切り位置変更に伴う床・天井・建具	解体後の柱痕跡から、寝室倉庫の間仕切り位置や、床見切り、建具仕様を変更	「第7章 第2節 (10) 建具および表具工事」に記載。
10	来客用手洗 ブース高さ	部材調査の結果、客用便所のブース高さを天井までに変更	柱の痕跡調査から確定。
11	来客用手洗下基礎遺構現状保存	客用便所に残るピット遺構は耐圧板を設置せず、遺構を保存し、構造補強用鉄骨を追加	
12	玄関の八角窓	柱の痕跡調査から、長押高さが確認されたため、窓高さを確定。維持管理上の配慮として外部側に透明樹脂板を設置。	「第5章 第1節 (2) 設計変更一覧」に概要記載。
13	旧女中部屋、寝室倉庫の庇	柱痕跡調査から、外部の庇を復原	
14	各所の天井材	詳細調査から、移築後に改変されていた天井材を復元	
15	別棟、蔵の腐朽補修	解体後確認された別棟・蔵の床組材や柱などの腐朽の補修、別棟に戦後設置された庇の補修に伴う解体復旧	劣化が進行していた部分の交換、板金などを実施。台所外部の庇は補強のため柱を2カ所追加した。
16	別棟補強基礎形状	別棟台所床下に基礎が確認され、配管ルートを変更したことから、別棟で想定していた構造補強基礎の形状やスリーブ補強を変更	
17	寝室南側構造用合板壁位置	寝室南側の壁は創建時および近衛文麿居住期であることが判明したため、構造用合板をふかし壁に変更	「第7章 第2節 (7) 木工事」にて概要記載。
18	別棟夫人室構造用合板壁位置	別棟夫人室の壁は当初材である可能性が高いことが判明したため、構造用合板をふかし壁に変更	
19	蔵外壁の調査	足場からの詳細調査結果による外壁クラック補修	「第7章 第2節 (11) 左官工事」に記載。
20	蔵前の漆喰壁補修	蔵前漆喰壁は解体時家具下で確認された鼠漆喰壁で復旧	
21	点検口の追加	防災設備や設備機器点検のため、各所に点検口を追加	「第7章 第2節 (16) 設備工事」に記載。
22	設備変更 (電気)	工事に伴う各所設備の変更 (電気引込ルート変更、照明器具機種変更、電話回線引込方法の変更)	
23	設備変更 (機械)	工事に伴う各所設備の変更 (給排水引込ルート変更、蔵換気扇中止、古材保護のため天井内配管の吊材追加)	
24	庭園変更	遺構確認による樹木位置や柱垣根の延長変更、解説板形状および位置変更、正門前洗い出し仕上げの保存	「第7章 第2節 (15) 外構工事」に記載。

① 主な設計変更

1) 巢鴨棟玄関部分の屋根勾配変更

巢鴨棟の玄関部分（X22-X23、Y10-Y17間）は架構としては独立した棟となっており（以後は「玄関棟」と称する）、移築前には寄棟造であり、移築後は入母屋造となっていた。移築後の屋根勾配は5.5寸であり、巢鴨棟の他の屋根勾配5.5寸と同じ勾配となっていた。

施工中の部材調査の結果、垂木は1本おきに力垂木と呼ばれる材寸が少し大きい材料が使われていたが、この垂木と桁が接合する部分の勾配を調べると、多くが5.9寸から6.1寸の間であり、玄関棟の当初の屋根勾配は6寸の可能性があることが確認された。梁の先端に残る垂木の痕跡からも、当初はほぼ6寸であることが確認された。

屋根勾配を変更した場合、軒先の鼻隠しの高さが変わるが、玄関棟の鼻隠しの高さは現存する荻窪棟の鼻隠し高さよりも高く、6寸とした場合の鼻隠し高さは荻窪棟とほぼ同じ高さであることが確認された。昭和15（1940）年ごろの古写真と現存する荻窪棟の鼻隠しを比較すると、高さはほぼそろっていることから、移築前の荻窪棟と玄関棟の鼻隠し高さはほぼ同じであったことも確認できた。

このような「力垂木の勾配」「鼻隠しの高さ」の分析結果から、創建時の玄関棟の屋根勾配は6寸であると決定した。

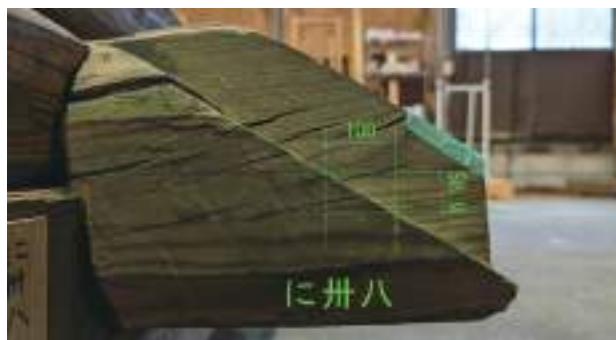


図 5-10 玄関棟力垂木勾配

2) 巢鴨棟客間部分の小屋組変更

巢鴨棟の玄関棟西側につながる客間部分（以後「客間棟」と称する）は、荻窪棟から切断した面が入母屋造に変わったほか、小屋組に大きく変化がないと想定されていた。

しかし、柱や桁などの小屋組材を詳細に確認した結果、玄関棟の柱（X21-Y11、当初番付り三十一）

の痕跡からは、当初と想定される客間棟の桁と垂木の痕跡が確認され、X21通りの桁材には客間棟からの棟束の痕跡が2カ所確認されるなど、客間棟の小屋組が移築時に改造されていたと推定された。

このことから、Y11通り（当初通り、客間北側廊下の南面）では、創建時には玄関部分の桁より低い位置に客間部分の桁が接続していたが、移築後には玄関部分と高さをあわせるため、高い位置に新たに桁を入れ、棟の位置を変更していたと確認された。釘跡が創建時と移築時の2回分あることから、近衛文麿居住期にこのような大がかりな改変をしたとは考えにくく、小屋組の改変は移築後に行われたものと考えられる。移築建物の解体時の写真からは、当初の桁の痕跡が確認できる。

このような痕跡の調査から、客間部分は棟の位置と桁高さを変えていたことが明らかとなった。このため今回は、設計を変更し創建時の小屋組に戻すこととした。ただし、廊下南側の軒高さを下げた場合の屋根は谷樋が複雑な形状となり、雨漏りが発生しやすいため、屋根面での雨水排水を改善し施工することとした。以下に、想定される当初の屋根と、移築後の屋根のイメージ図を添付している。



図 5-11 巢鴨棟解体時に確認された Y11 通り桁位置

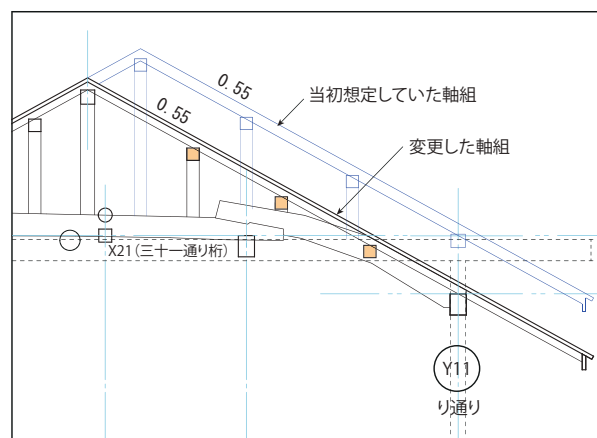


図 5-12 変更した客間部分軸組（X20 通り）

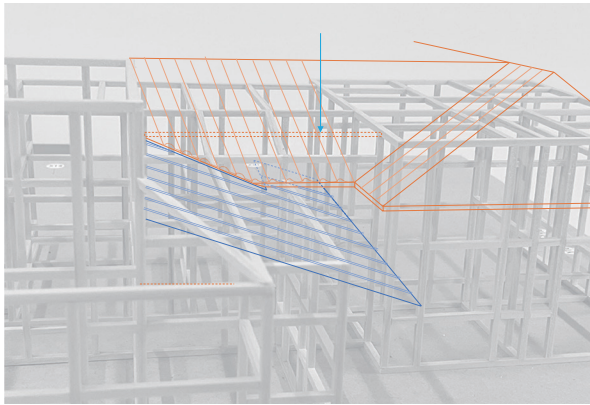


図 5-13 移築後の屋根形状イメージ

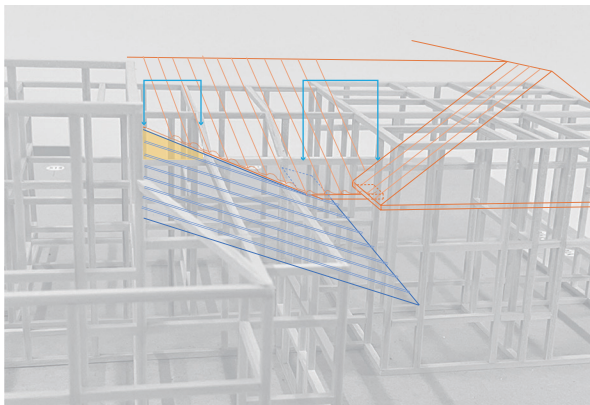


図 5-14 変更後の屋根形状イメージ

「1）」・「2）」のような巢鴨棟の屋根形状変更段階で、BIMによる当初屋根形状の復元図と、同じ視点からの戦前古写真の比較検討を行った。この結果、玄関棟の屋根勾配を6寸とし、客間棟の棟位置を北側にずらした場合の屋根形状が古写真とほぼ一致することから、当初形状を確定した。

著作権の都合により削除

3) 八角窓

昭和35（1960）年の移築時の図面では、玄関に接続する廊下の南東側に八角窓が描かれている。この部分は移築後にトイレが増築され、窓は柱に接続していなかったことから、痕跡が明らかでなく、当初の設計段階では昭和35年図面にあわせて高さを決定していた。

その後、玄関棟の柱（X21-Y11、当初番付り三十一）の痕跡を確認した結果、窓の敷居・鴨居の痕跡および長押の痕跡が確認され、巢鴨棟各部の長押と高さが合っていたことがわかった。

このような調査結果から、内部側の窓高さを変更し、この窓の格子とあわせた位置に八角窓の端部をあわせた。

なお八角窓は中国や台湾などで外部面に設置されることがあるものの、住宅ではあまり事例がなく、当初の痕跡もないほか、創建時写真でも確認できなかった。また八角窓にガラスが嵌まっていたかどうか確認できなかったが、維持管理上の点から、八角窓内にはポリカーボネート板を嵌めることとした。

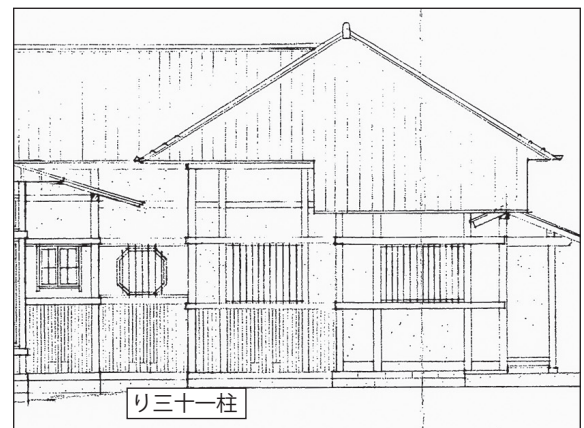


図 5-16 昭和 35 年 移築前南側立面図（杉並区教育委員会蔵）と八角窓

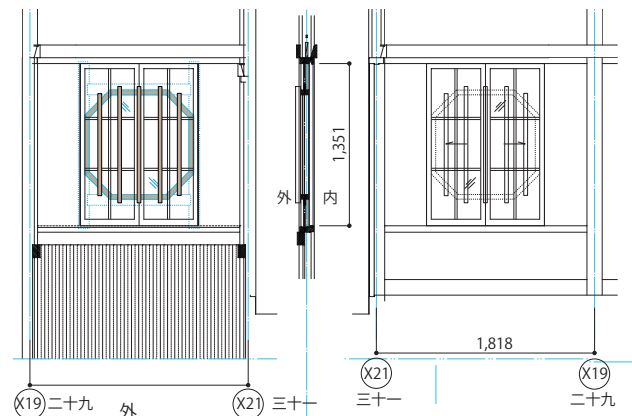


図 5-17 「り三十一」柱痕跡と八角窓想定図

4) 旧女中部屋、寝室倉庫の庇

旧女中部屋北側には、昭和35（1960）年の図面にも窓上に庇が描かれ、隣接する便所部分に接続している。

庇は移築後も設置されていたが、当初は移築後に新たに設置されたものとも考えられていた。また周囲の柱は移築後に交換された径が太いヒノキ材であったため、当初の痕跡は確認できないと考えられていた。

しかし、北側窓上の吊り束を確認したところ、材料は台湾ヒノキ材であり、この位置に当初からあった材料であること、この材料に庇腕木痕跡が残っていたこと、現存する庇の材料は台湾ヒノキの良材が含まれていることから、この庇は創建時からのものであり、移築後は便所に接する部分を改修し再利用されていたものと考えられた。

昭和35年の図面資料しかなく、部材の番付等も確認できないため、部材が当初からこの場所にあったものかどうかの確証は得られなかったが、その他の調査の結果、北側の主屋の軒の出が短く、北側の窓が大きいため、雨が降り込みやすい状態であり、維持管理上も庇があったほうが有効であること、またほとんどの庇材料がそのまま使えることから、復元ではなく整備として新たにここに庇を設置することとした。

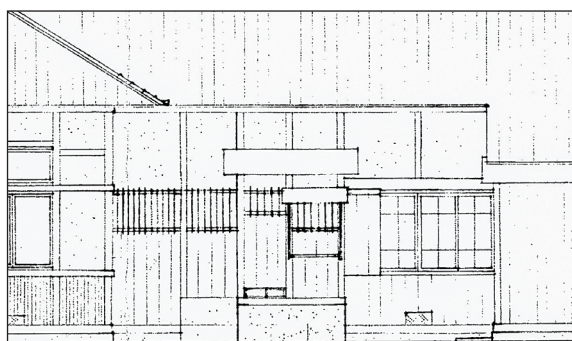


図 5-18 昭和 35 年の移築前立面図（旧女中部屋北側）
（杉並区教育委員会蔵）



写真 5-2 巣鴨棟の女中部屋庇（撮影 日暮雄一）



写真 5-3 旧女中部屋吊り束（左）、垂木写真（右）

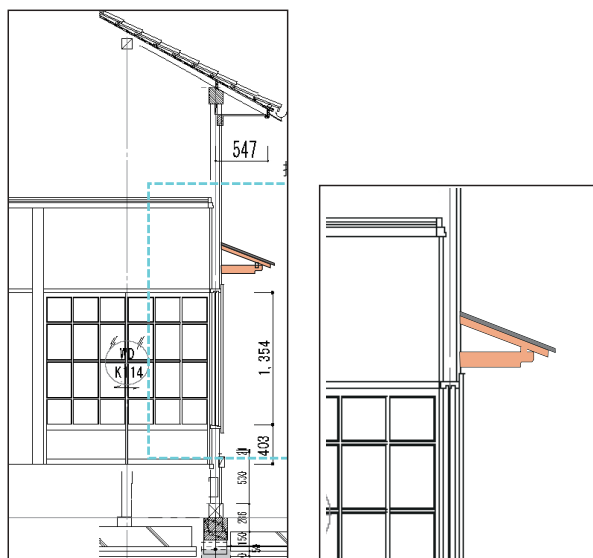


図 5-19 旧女中部屋庇断面図

また、寝室倉庫（創建時には寝室付属のトイレ）の柱の痕跡に腕木や垂木掛けが確認され、ここにも庇があったことが想定された。腕木の寸法などから、この場所の庇は現存する寝室南側の庇と同じ形状であると想定された。



図 5-20 寝室南側当初庇

5) 各所天井

旧女中部屋天井、来客用手洗の天井、客間天井については、調査の結果移築後に改変されていると想定されたことから、納まりや仕上げを変更した。

旧女中部屋天井は、移築後に天井板が化粧合板となっていたため改変されているものと想定していたが、廻縁材は二重となっており、上段のみ台湾ヒノキ材で、当初の棹縁の痕跡が残されていた。移築後は面取のある棹縁材であったが、当初は角型の棹縁であったと想定される。

このような痕跡から、女中部屋（使用人の部屋）であったため、廻縁一段、角形の棹縁材であったが、移築後に二人部屋とした際、部屋の格を少し上げるため、天井の納まりを変更したと想定した。

今回は創建時から移築前の状態に戻すため、廻縁は一段とし、棹縁および天井材は新規材とし、痕跡にあわせて復元した。



図 5-21 旧女中部屋天井伏図

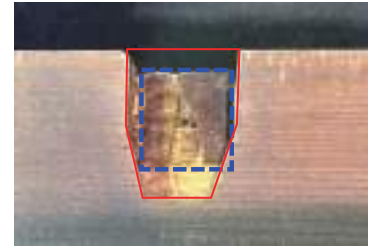


図 5-22 旧女中部屋天井 棹縁材の痕跡

来客用手洗は、柱調査の結果、洋風便器のあるスペースは天井まで壁がある個室となっていたことが確認された。この場所は移築後に一室として使われていたが、棹縁天井の割付は個室がある状態に近く、天井材は化粧合板となっており、廻縁および棹縁材は新規材が混在していた。このため移築後に一部を改変し再利用していたと想定された。このため、天井材は明らかに新規材であるもの以外は再利用し、不足する材料を追加して設置した。また個室部分の天井材は確定できないが、移築後に玄関南側に増築されていたトイレの天井材が古材であり、割付が近く、良材であったことから再利用することとした。客間天井については、「第7章 第2節（11）左官工事」の項に記載した。

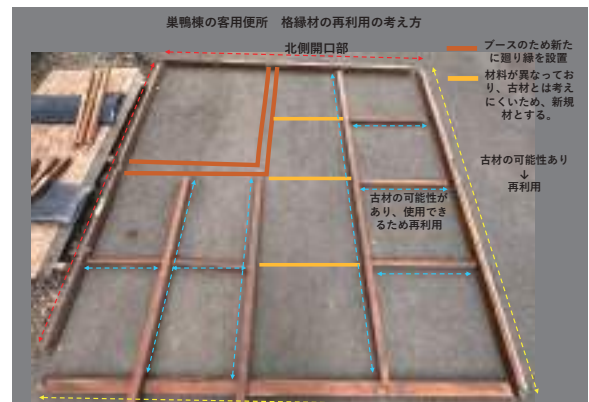


図 5-23 来客用手洗 古材区分と再利用



図 5-24 来客用手洗天井伏図、ブース内天井材

第2節 内装復元に伴う調査

内装復元にあたっては、主に創建時および近衛文麿居住期の古写真を参考とした。これらのうち、主要3室（「応接室」「客間」「食堂」）は専門業者によるカラー化を実施した。

また、移築された巣鴨棟の玄関に残されていた「応接室」の敷瓦復元にあたっては、設計段階から色分析を、工事着手後に龍文部分の3Dスキャンを行ったうえで型製作を行った。敷瓦の調査は、最後に施工段階で材料分析などの詳細調査を実施し製作したため、「第7章 復元工事」の部分でまとめて記載した。

(1) 古写真カラー化

① カラー化検討経緯

「応接室」「客間」「食堂」の3室のうち、「応接室」と「食堂」は創建時の写真、「客間」は創建時古写真および荻窪会談時の報道写真を使用し、カラー化を行った。

カラー化はAIによる分析ではなく、当時の服装など、色が確定できるものを参考に明暗を分析し、手動で色付けを行う方法とした。カラー化作業は、戦前の服装や内装に知見があり、番組などでカラー化映像制作の実績がある「株式会社NHKアート」に委託した。

カラー化の作業にあたり、特注の家具や絨毯など、当時流通していない内装材については、手作業での色づけが困難であった。確定できない色については、設計者である伊東忠太が関わっている可能性が高いことから、資料編に後述する伊東忠太の設計思想などを参考に、色を決定した。

② カラー化の決定一覧

室名	対象	色	根拠	実際の色・素材	コメント
応接室	照明フレーム	焦茶色	提供の色が入りやすい	提供した「黒染」	
	照明セード	焦茶色		黒染	金属部分の方が黒っぽい色
	照明器具クリスタル	不透明な赤などの強い色	かなり色の強い金属のような光沢がある	赤めのう	赤や青、緑などの強めの色はあり得るし、金属あるいは不透明の可能性あり

室名	対象	色	根拠	実際の色・素材	コメント
応接室	天井（龍の絵の周囲）	薄い黄色		鳥の子紙	鳥の子紙の色に近い
	絨毯		判断できない	未定	
	ソファ	赤めの茶色	昭和のアンティーク家具の茶色のソファに少し赤みを加えた	赤系	赤系の色はなじむが緑ではない。赤は少し落ち着いた色合い
	テーブルクロス	濃紺色	当時の新聞記事「濃紺色」	「濃紺色」	房は布地より濃い色。刺繍部分の光沢は鳳凰と模様で違う。
	テーブルほか家具	暗めの焦げ茶色	モノクロ状態がかなり黒く、艶があるので濃い焦げ茶色系	焦げ茶色	家具はすべて暗めの焦げ茶色
	壁紙（腰壁）	黄土色	古写真から確定できないため、提供した料紙の黄土色を採用	薄いオレンジ色、黄土色など	なじみがよいのは黄色
客間	壁紙（上部）	暗い紫色	「濃い色」	濃い赤色（深緋色）	古代色とすると「深緋」などでも合う。文様はマットな白系の色。
	床（寄木）	明るい木目の茶色	旧前田邸寄木を参考	明るい木目の茶色	
	壁紙（腰壁）	黄色に白い文様	色を特定できない	暗めの黄緑色に白（提供の裂）暗めの黄色に金（別の裂）	確定できないが、提供した黄色地はなじむ。文様も光沢があるので、ゴールド系の白か。
	壁紙（上部）	暗い赤、あるいは紫に金の文様	画像から色は特定できないが、提供した正倉院裂の色はなじむ	暗い赤に金紫に金	紫系か赤系かはわからないが、「深緋」は近いと思われる。地の濃いめの色に金色は合う。
	チェア	明るい木目の茶色 張り地は沈んだ紫色	張り地は沼津御用邸の食堂の色	張り地は沈んだ紫色	木目は濃い焦げ茶色
	チェスト	明るい木目の茶色と暗い木目の茶色		明るい木目の茶色と暗い木目の茶色	キャビネットと同じ
食堂	照明器具	焦茶色	確認できない	木製フレーム	柱よりは薄い茶色

*画像3点（カラー化前、カラー化後）



写真 5-4 応接室創建時古写真（個人蔵） カラー化前（左画像） カラー化後（右画像）



写真 5-5 客間「1940 年 荻窪会談」（朝日新聞提供） カラー化前（左画像） カラー化後（右画像）



写真 5-6 客間創建時古写真（個人蔵） カラー化前（左画像） カラー化後（右画像）



写真 5-7 食堂創建時古写真（個人蔵） カラー化前（左画像） カラー化後（右画像）

第3節 調査からの考察

(1) 創建時形式の推定

① 創建時形式の調査概要

解体時部材調査では、近衛文麿居住期以降に改造された創建時の「書斎」および「寝室」「次ノ間」について、材料の痕跡から創建時の姿の推定作業を行った。

このうち、「次ノ間」については、当初の柱部材が位置を変えて再利用されていたことは判明したものの、天井の痕跡は文麿居住期の改修で削られており、部屋全体の仕上げなどは確定できなかった。

「寝室」は、文麿居住期に洋室から和室に改修され南側に付柱が入れられ、西側は出窓が増築されている。改修にあたり、新しい天井から下の柱は切断され、補強梁が入っていた。補強梁から上の創建時の柱が残されていたため、天井の痕跡は確認できたが、創建時の柱窓痕跡を確認することはできなかった。また、「寝室」につながるトイレや前室についても、転用材が確認されず、調査はできなかった。

一方で、「書斎」については、部材調査の結果、転用材から創建時の長押材が確認され、柱は和室改修時に位置を変えて使われていたことがわかり、創建時の本棚の棚板高さも確認することができた。

しかし、南側の出窓については、文麿居住期の改修により「寝室」と同様に補強梁が入っていたため、切妻屋根の垂木から勾配を推定できなかった。

1) 次ノ間

創建時の平面図と昭和35（1960）年の移築時平面図から、「次ノ間」は当初4間半ほどの規模であったが、近衛文麿居住期に南側を拡張し、6畳ほどの広さとしたことがわかっている。移築後は部屋として使われ、北側は押入、床は畳敷で天井は格天井であった。

創建時は玄関に接続する廊下から直接入る出入口があったが、文麿居住期には壁となり、北側に床の間が設置され、出入り口は客間側と広縁側から入る両開きの板戸となっていた。この南側の板戸は近衛家の家紋である牡丹の彫刻が施されていた。

柱部材調査では、北側に床の間が作られ、北側の柱は全面に漆喰が塗り回されていた。床の間西側の柱はタイヒのため当初材と推定されたが、半柱に加工され、北側を何らかの目的で2.5尺ほどの奥行きの床の間とするために設置されていた。

なお「次ノ間」の床の間は天井の棹縁と畳寄せ、床下地の荒床が残されていたが、荒床が高く畳の厚みが非常に薄いため、床畳は薄縁とした。この納まりは別棟とも共通しており、別棟増築と近い時期に行われたと推察される。また天井は棹縁材が残されていたため再利用し、天井板は新たに設置した。

柱と小屋組材については、部材の番付から当初の部材をそのまま移動し再利用していたことが確認された。「次ノ間」の桁高さは低く、天井材は桁に直接設置されていたが、現存する格天井は文麿居住期に拡張された際に設置され、この天井を設置する際に当初の痕跡が失われていたため、当初の天井材の痕跡や高さなどは確認できなかった。桁の側面には他に明確な痕跡はなかったため、およそ現在と同じ高さに当初の天井が設置されていたものと想定される。

このように、調査の結果からは当初の内装や展開図などは判明せず、文麿居住期の具体的な改装用途はわからなかったが、確定した柱の移動位置を以下に記載する。

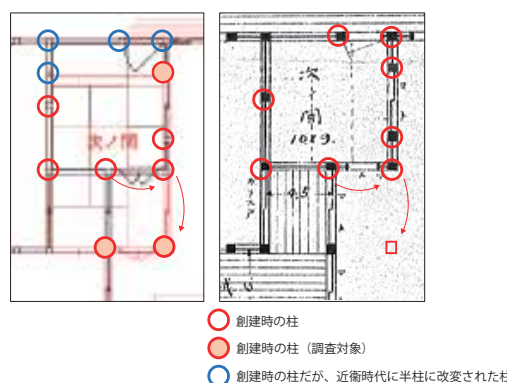


図 5-25 次ノ間の柱の移動と転用状況

2) 寝室

「寝室」は、創建時は洋室であったが、近衛文麿居住期に和室に改造する際、天井面から下の柱が切断され、内部側に新たな化粧柱が設置されていたため、創建時の「寝室」の全容は確定できなかった。

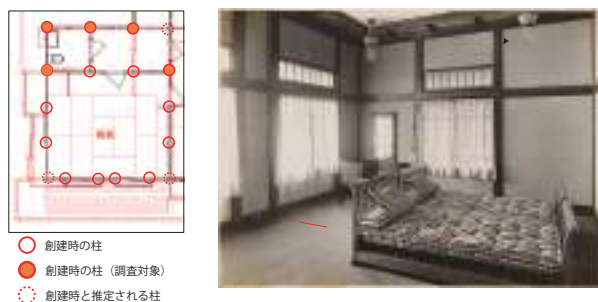


図 5-26 寝室周辺の柱状況と創建時の寝室写真
(日本建築学会建築博物館蔵)

創建時の「寝室」は柱が天井上で切断され、窓高さや北側の洗面所まわりの詳細が不明なため、展開図は作成できなかった。解体の結果、南側と東側に創建時の壁紙が残されていたことから、現在の天井高さ付近で創建時の柱を切断したと想定される。また床下地は創建時と想定されるコルク床がそのまま残っていたことから、高さは大きく変わっていないことも判明した。

このことから、残された柱上部の高さと文麿居住期の天井高さを合わせ、創建時の天井高さは約11尺(3,030mm)と想定した。



図 5-27 寝室解体時写真 点線は近衛文麿居住期の天井位置

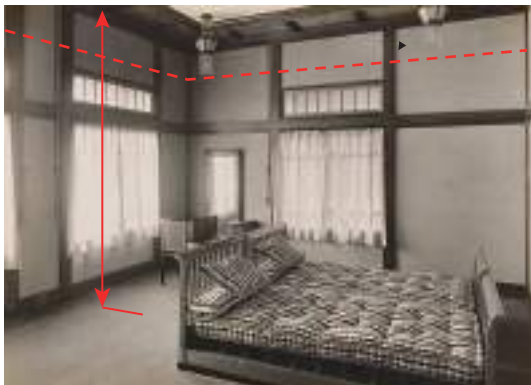


図 5-28 創建時寝室写真 (日本建築学会建築博物館蔵)
点線は近衛文麿居住期の天井位置



写真 5-8 解体時に確認された創建時寝室の壁紙

3) 創建時の書斎推定

創建時の「書斎」は洋室であり、北側の壁面は作り付けの本棚となっていたことがわかる。

この部屋はその後、近衛文麿本人の寝室として和室に改造されたが、歴史的にも貴重な空間であることから解体ができないため、天井裏や寝室・食堂側から柱の一部を調査し、最低限の情報を得た。また転用されていた古材から書斎西側の長押材が発見されたため、この材料の痕跡から当時の開口部の位置を確認することが可能となった。

なお南側の出窓部分は、当初の柱が窓上で切断され、上部は挟み梁で補強されていたため、切妻造の出窓の高さや詳細な形状などは確認できなかった。今回は創建時の図面と現状の調査、わずかに確認できる外観の古写真などをもとに、「書斎」の創建時の推定復元図および創建時の南側立面図を作成した。



写真 5-9 書斎 当初の桁と下端の補強梁



写真 5-10 創建時の書斎写真 (個人蔵)

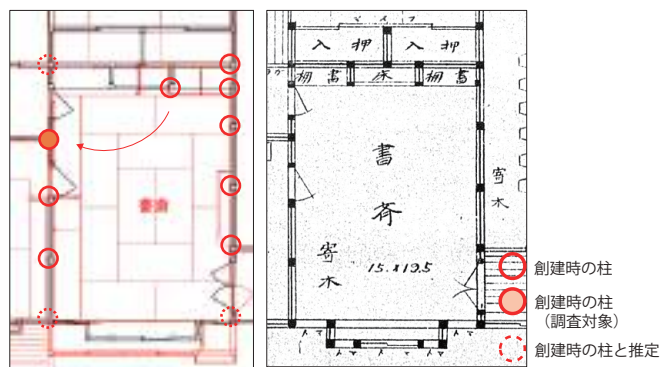


図 5-29 創建時書斎平面図と近衛文麿居住期の書斎の柱



図 5-30 創建時書斎展開図

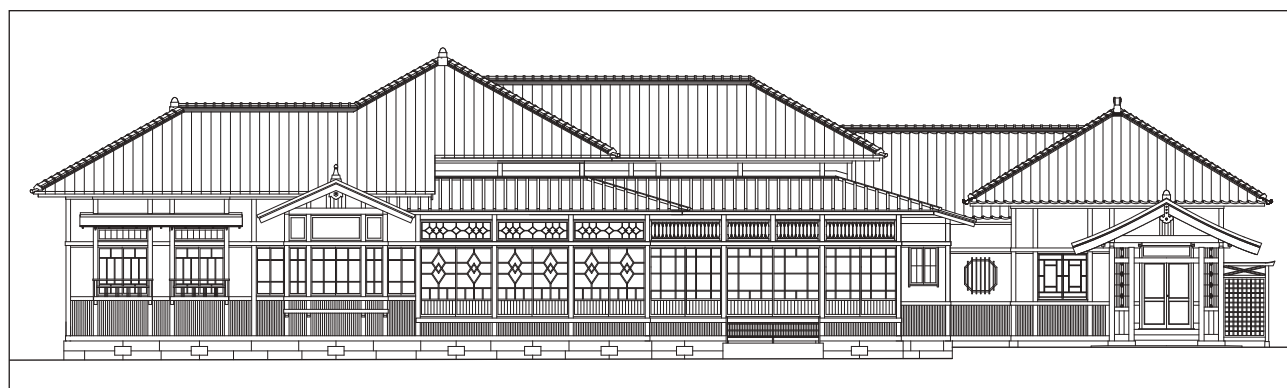


圖 5-31 創建時南側復元立面圖 S: 1:200

第4節 庭園調査

荻外荘の庭園は、創建時に敷地南側に池のある最初の姿が造られ、戦前から戦後にかけて何度かの改造を経て継承されている。史跡指定範囲としては、段丘下となる敷地南側から現存する建物のある北側までが含まれている。

今回の庭園整備範囲は史跡北側部分のみであり、南側は過年度の工事で芝生広場を整備し、すでに遊び場として公開されており、有識者の意見も踏まえ、現況の芝生公園として開放することとした。このため今回の整備では、庭園について近衛文麿居住期の資料調査を行った上で、史跡北側を中心に現在の樹木を活かしつつ、段階的に当時の庭園の姿に整えていく方針となった。

このような経緯から、設計段階では、現在の庭園内の樹木調査・石造物等の構造物調査のほか、各時代の配置図、古写真などの史資料調査、関係者へのヒアリングなどを行い、庭園の変遷を整理した。

そのうえで、「荻外荘」としての庭の設計意図、景観構造の検討を通じて、建物と合わせた文麿居住期の荻外荘庭園の推定復元図を作成し、整備に活かしていくこととなった。

本報告書では、設計段階で実施した庭園調査から、入澤居住期からの現代までの庭園の変遷と文麿居住期のうち昭和15～16（1940～1941）年頃の庭園推定復元図を掲載する。

（1）庭園の変遷

昭和2～12（1927～1937）年

荻外荘のある場所は、元々入澤達吉が子供達の身体のことを考えた遠足の場所として週末によく訪れていた場所であり、将来的な居住を見越した上で、土地を購入したと言われている。また購入当初は、樹木がほとんどなかった場所であったが、建物ができた頃には立派に育っていた。入澤達吉の妻である常子は、入澤の子供たちがマツ、ヒノキ、ツツジ類、カエデ類を植えていたと昭和8（1933）年1月の東京朝日新聞で述べている。昭和2（1927）年、入澤はこの場所にのちに「荻外荘」となる「楓荻荘」を建てた。

入澤は、別邸建築後の昭和3～5（1928～1930）年の間に敷地南側の水田を購入している。

入澤は創建からしばらくは休日に訪れていたが、退職後の昭和11（1936）年には駕籠町の本宅を引き払い、この場所を本宅とした。

昭和12～16（1937～1941）年

昭和12（1937）年に近衛は入澤よりこの土地を譲り受け、同年11月頃に引っ越した。同年12月頃から政治の場として新聞記事で荻外荘が度々登場するようになる。翌13（1938）年には、敷地全体の整備を行い、正門は敷地東側から西側に移築され、建物への進入路が、建物の北側から東側を大きく廻り南側の車寄へ向かうよう整備された。

当時は荻外荘を舞台に荻窪会談や荻外荘会談等が行われ、政治の場として荻外荘の名が全国に広まることとなった。また、敷地内に多くの報道関係者が待機する光景が見られたのもこの頃である。また第二次近衛内閣組閣時における報道陣のテント村は、整備後の進入路沿いにあったと推定される。

玄関前の広場は、昭和15（1940）年の報道写真に荻外荘の警備担当者が、高い竹垣の前で警備をする様子が写っている。玄関前は車寄であり、要人が車を乗降する場所であった。そのため、警備上の目隠しとして設置された可能性も考えられる。

昭和17～20（1942～1945）年

昭和18（1943）年、近衛は「玄関」の向きの変更を含む邸宅の改修を行っている。また、昭和23（1948）年に作成された配置図から「玄関」の向きに合わせ車回しの形状を改変し、垣根等の配置を変更した事が確認できる。

昭和20～35（1945～1960）年

昭和20（1945）年12月に近衛が自決した後も、しばらくは荻外荘の敷地はそのまま使われていた。

昭和35（1960）年、玄関棟と客間棟が豊島区巢鴨に移築されることとなった。

平成26～令和4（2014～2022）年

平成26（2014）年に至るまで荻外荘は近衛家親族により維持されてきたが、同年2月、杉並区が取得した。その後、低地部分を「（仮称）荻外荘公園」として活用するため平成26年10月～翌27

(2015) 年2月にかけて整備工事を行った。当整備工事は、屋敷内の樹木を残しながら行われ、低地部分の砂利敷きには芝生を敷いて園路を廻し、ベンチ、トイレ、水飲み、フェンス等の公園施設が設置された。

なお、整備工事を行う前に池の発掘調査を行った結果、ロームで埋め土された池が確認され、形状が判明した。しかし、一部池の縁石等が見つかったものの、池を構成していたその他の部材は見つからなかった。

その他、低地部分は入澤居住期に1.0～1.3m近く盛土造成を行っていることが判明した。池の遺構は第一期整備工事を行うにあたり、保護するため再度埋め戻しが行われた。



図 5-32 昭和 2 ～ 12 年の配置図

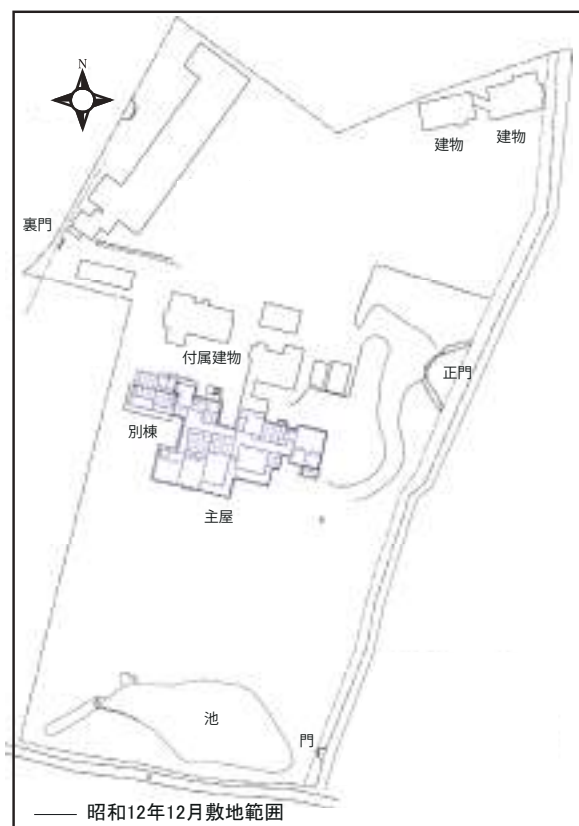


図 5-33 昭和 12 年の配置図



図 5-34 昭和 13 年以降の配置図



図 5-36 昭和 36 年の配置図



図 5-35 昭和 23 年の配置図

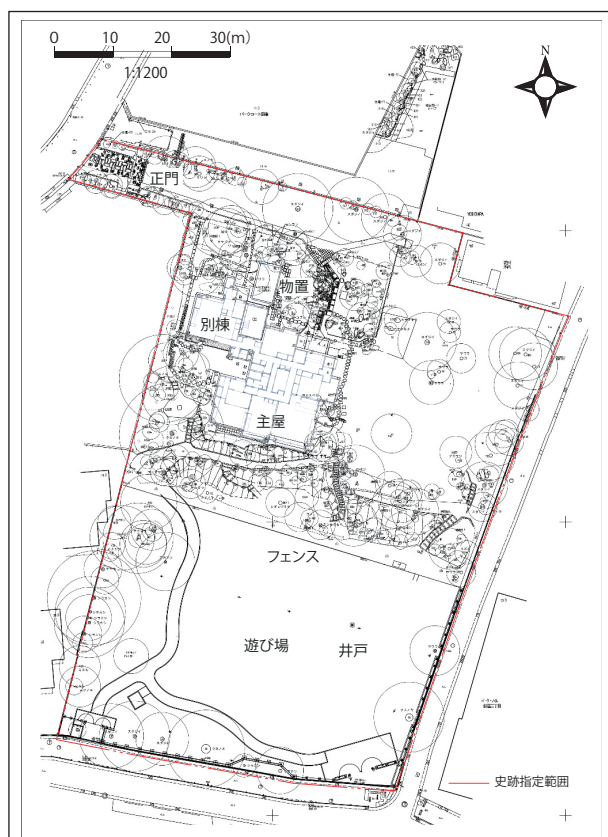


図 5-37 現況図 (平成 26 年当時)

(2) 近衛文麿居住期の庭園推定

① 庭園景観の特性

古写真をはじめとする関連資料から推定される近衛文麿居住期の荻外荘の南側庭園の特徴を以下に整理した。なお庭園は創建時「楓荻凹處」と呼ばれていた時期に作庭されたものであり、文麿居住期には創建時の庭園を踏襲して継承されたものと考え、検討を行った。

地形

荻外荘は、善福寺川からつながる低地が台地に変化する緩やかな斜面を含んだ地形に立地している。荻外荘は、家屋を含む台地上の北側敷地と、それより5mほど低い南側敷地の2段で構成されており、南側敷地に池を設けている。

植栽・植生

「楓荻凹處之景」で見るように、台地上の北側敷地と低地の南側敷地との間の斜面地には一面のツツジ類の花木、斜面の東西にはカエデ類が植栽され、季節を彩る修景が施されている。

ツツジに覆われた斜面地には、3本の通路と東側の半島状に伸びた地形を通る園路があり、途中のやや小高い場所に四阿が描かれている。荻外荘では、高低差を活かした斜面に華やかな植栽があり、その間を通ることで庭園を楽しんでいたものと思われる。

水系

荻外荘の南側敷地に沿って水路があったことから、敷地境界に近い場所に池が設けられていた。池は建物から離れた位置に配置されていたが、この場所の池にも様々な景観を演出する手法が用いられていた。

池は「楓荻凹處之景」に描かれているように水際の松や藤棚が添景として配され、池を修景するとともに、広い芝生の中に視線を水際へと誘う効果を生み出している。また、広い水面は、池の南側から池の水面を見たときに、建物の姿が池に映り込み、印象的な景観を作り出している。池の南側縁部は、池を縁取るように高木で構成された植栽群が位置している。また、池南側の西には樹木が生い茂った植栽地が確認できる。高木が覆うことにより背後を見通せないようになっており、樹林の後背には入り江が

あるかのような錯視を生み出していた。池の南側東端部は庭東側の斜面地形と高木群により家屋内および家屋近傍からは不可視状態であり、あたかも池の水面が敷地南側境界の高木群に沿って敷地外へ続いているように感じさせている。

さらに南側敷地境界外の水田および樹林・叢林が庭園の眺めの中に借景として組み込まれていた。これらの眺めは、撮影地点と推察される建物内の視点場（広縁または「書斎」）から南東方向に視軸をとった庭の眺めが体感できたと思われる。



写真 5-11 創建時庭園古写真（個人蔵）



写真 5-12 楓荻凹處の景
（『随筆楓荻集』入澤達吉著より）

周辺の環境

南側敷地境界外の水田および樹林・叢林が庭園の眺めの中に借景として組み込まれていた。この遠景部分は、入澤達吉が明治40（1907）年から昭和5（1930）年頃にかけて土地を購入する際、「荻外荘からの景観が害されるのを嫌がり、南側の田んぼを購入」し、崖線上部から善福寺川以南までという広大な土地の開発を阻止したことにより担保された眺めである。

② 主な視点場および対象

荻外荘の庭園の景観を眺望できる視点場とそこからの景観を以下に整理する。

A. 建物／広場や池を臨む

「食堂」や「書斎」などから広大な芝生の広場および池を臨むことができた。

B. ツツジの斜面地／ツツジ類の群植

建物南側の斜面を覆ったツツジでは、斜面の下部から見上げるツツジの景観や、ツツジの群植の中を通る園路からツツジの花を間近で見ることができた。

C. 池南側／池に映る建物

池の南側で敷地南側境界に立った位置からは、池に映り込む建物の姿を楽しむことができた。

D. 四阿／広場や遠方の富士山

芝生の広場よりやや小高い位置にあった四阿からは、南西の方向に景観を遮るものがなく、富士山を眺望できた可能性もある。

E. 芝生／樹林に囲まれた建物

樹木に囲まれた荻外荘の芝生の広場からは、南側敷地を取り巻くマツやカエデ類の樹木と、斜面のツツジ類、建物の南外観などを楽しむことができた。

③ 庭園推定復元

庭園の推定復元年代は、荻外荘が政治の場として利用されていた昭和15～16（1940～1941）年頃とし、復元図は、当時の状況を把握しやすい昭和23（1948）年の古図面をもとに作成した。

庭園復元図の作成にあたっては、昭和13～23（1938～1948）年の古図面に昭和16（1941）年撮影の空中写真を重ね、樹木の配置や樹冠の広がりなどを確認した。

これらの調査と推定復元図をもとに、展示業務では広縁から見る当時の庭園VR映像を作成した。

A. 史跡南側

史跡南側は、建物がある台地上の地形から下がった場所にあり、かつての庭園では、芝生の広場と池、それらを囲う樹林で構成されていた。池の近くには藤棚や東側の半島状に伸びた地形には四阿が設置され、また芝生の広場は、ゴルフの練習など実用的に使用されていた面もあった。

南側敷地の庭園の特徴は、武蔵野の風景に溶け込んだ周囲の田園景観と一体となった環境とその景色にあったと考えられる。作庭当時は、このような環境や景観を求め、入澤達吉をはじめとして人々が移り住んできたことが知られている。

荻外荘の周辺にあった田園景観は失われてしまったが、敷地内に残るアカマツなどの大木など当時から続く名残が感じられる。また、芝生の広場や池は、当時の姿から大きく変貌し、現在は市民の憩いの場

として活用されている。

B. 史跡北側

荻外荘主屋北側や建物周辺の庭園については、詳細な資料がなく判断は難しいが、ツツジの斜面や、東西進入路の並木など近衛が暮らしていた時の様子を偲ばせるものがある。

特に主屋南側に斜面のツツジの景観は、南側の低地から見上げた時に建物を際立たせる修景的效果があり、観賞の対象としては十分に価値がある。

④庭園の断面構造

建物側から南を見るときには、眼下直近のツツジ斜面・芝生地・水面・外周植栽という重層性が奥行き感を生み出していた。

反対に池の南から建物側を見るときには、水面の先に芝生が広がり、斜面地のツツジ類は緑の帯となり、花期には色とりどりの花が建物際立たせていた。建物の東西には樹林が形成され、この左右の緑も建物の見え方において額縁の効果を生む。東の樹林は盛土された築山の上にあり、立体的であった。

これら植栽の配置は、入澤時代に建物から南への眺望を確保するために生まれた景観構造であり、また池の南から建物方向を望む際の視野は、水面への建物の映り込みを意図して作られた可能性がある。



図 5-38 空中写真に写った庭園（陸軍撮影空中写真）
昭和 16 年 7 月 4 日撮影（国土地理院所蔵の地図を加工）

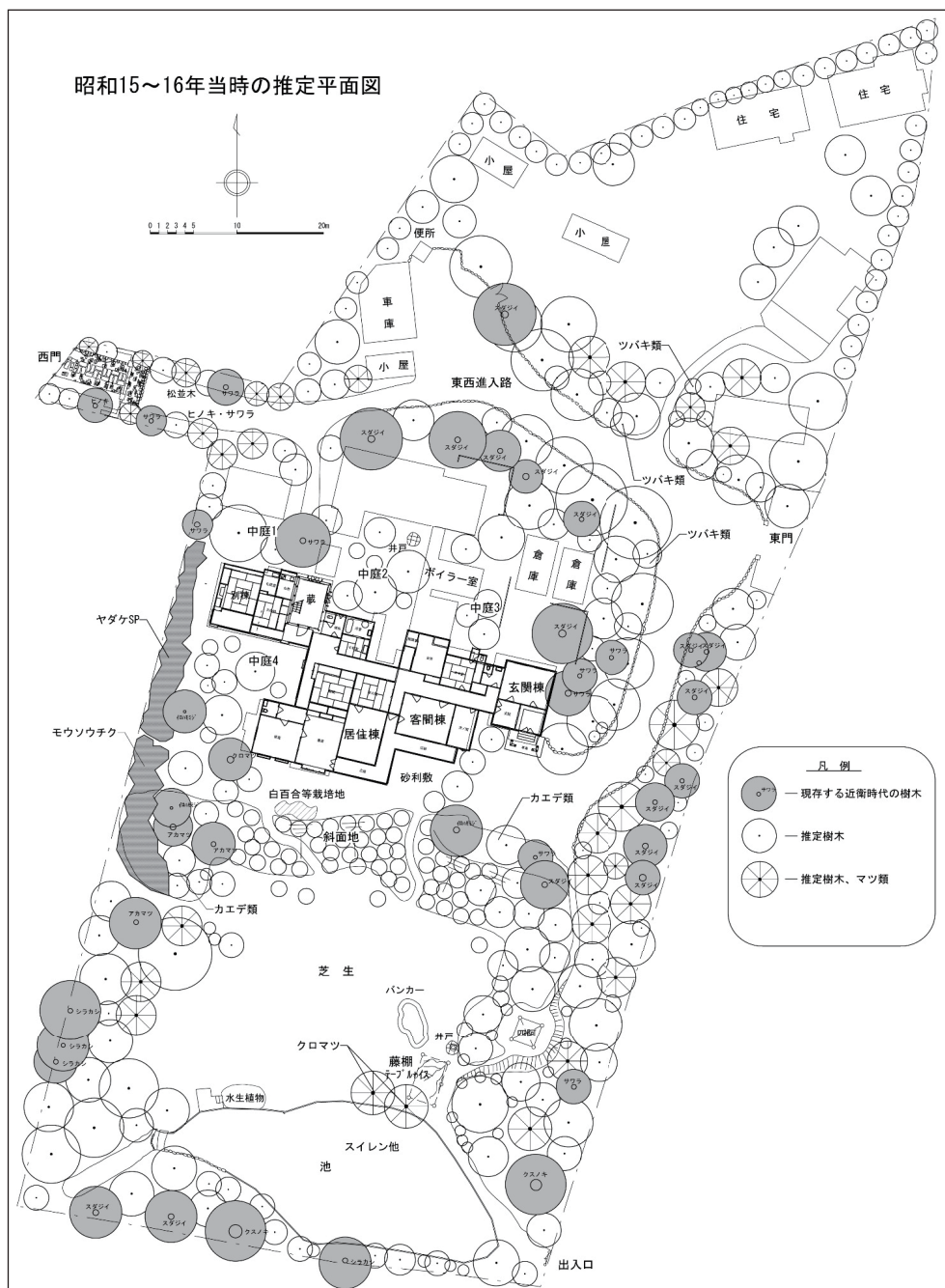


図 5-39 庭園復元推定図

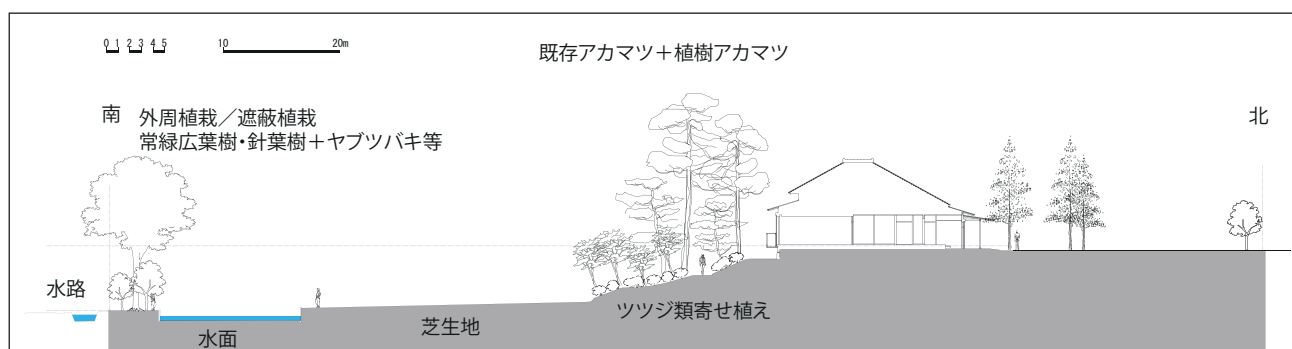


図 5-40 景観構造断面図